

Women's Plaza News

特集 | DVのない社会をめざして－市民意識調査から考える その2

夫婦やパートナー間でふるわれる暴力をドメスティックバイオレンス(DV)と呼びますが、その被害者の多くは女性です。たとえ親密な間柄であっても、暴力は人権を侵害する犯罪行為です。国では、11月12日から25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間とし、DVのない社会づくりに取り組んでいます。

そこで今回は、平成17年に実施した「男女共同参画社会づくりに関する市民意識調査」の結果から見える浦安市の状況を踏まえ、DVのない社会をめざして一人ひとりができることについて考えてみました。

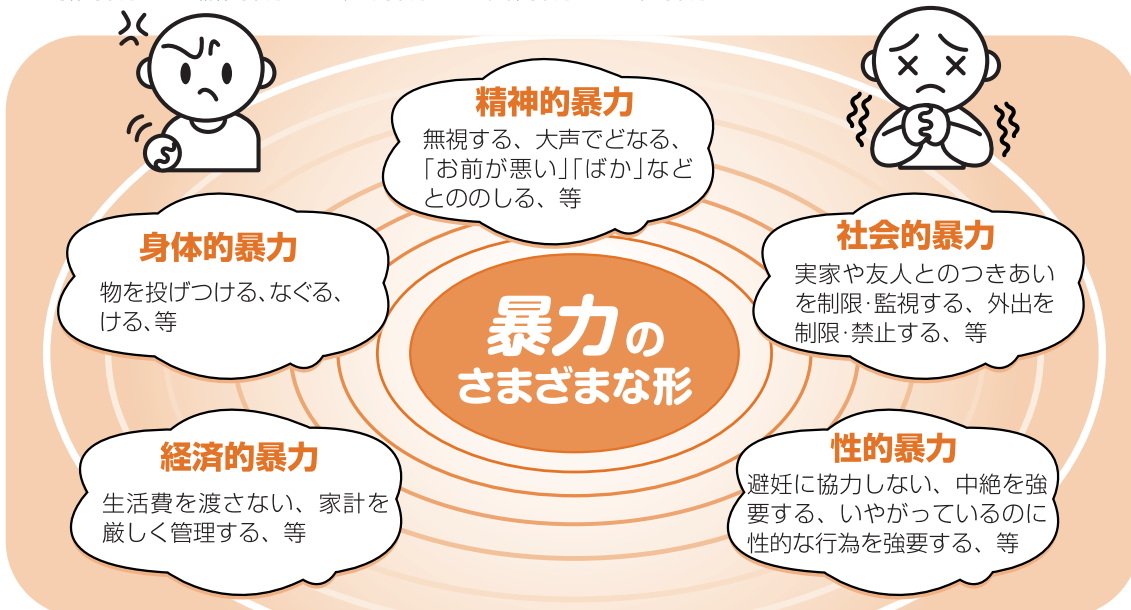
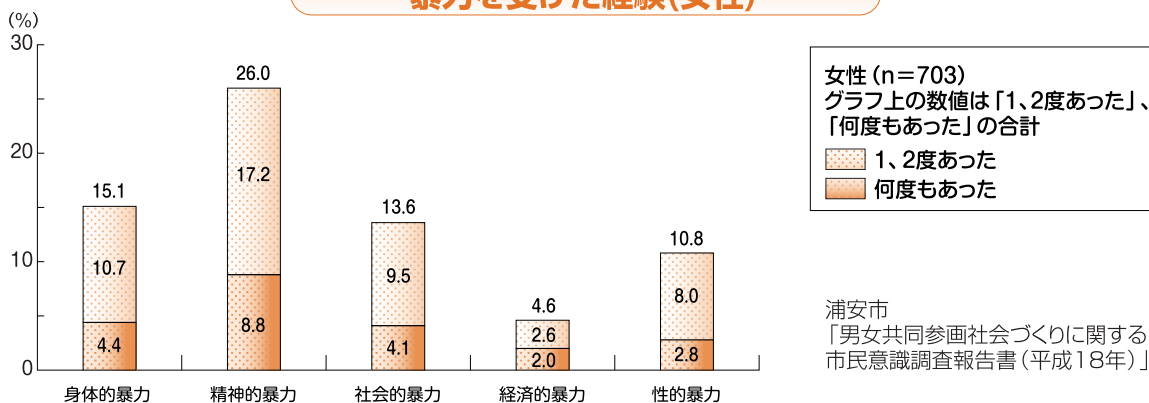
● 身近にあるDV

DVには、「なぐる」「ける」などの身体的暴力だけでなく、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などさまざまな種類があります。

それぞれの暴力について受けた経験を尋ねたところ、最も多かったのが「精神的暴力」で、4人に1人の女性が「受けたことがある」と答えています。また、

いずれかの暴力を受けたことがあると回答した人のうち、命の危険を感じた人は15.9%で、約6人に1人の割合でした。これは、女性全体でみると約20人に1人の割合であり、DVが身近に存在していることがわかります。

暴力を受けた経験(女性)



● 暴力に対する認識

夫婦やパートナー間で見られるいくつかの行為について、その行為が暴力にあたるかどうかを尋ねたところ、「身体的暴力」や「性的暴力」については、約8～9割の人が「どんな場合でも暴力にあたる」と回答しています。これに対し、「無視し続ける」などの「精神的暴力」については、暴力であるとの認識が比較的低い傾向が見られました。

男女で比べると、いずれの項目でも男女間で差が

見られ、「どんな場合でも暴力にあたる」と答えた人の割合が、一般的に女性より男性で低くなっています。特に「精神的暴力」や「性的暴力」について、男性は暴力であるという認識が薄いようです。「たとえ夫婦間であっても、相手を長期的にわたって無視する、怒鳴る・暴言を吐くといった行為や相手に強要する性的行為なども暴力(DV)に相当する」という理解や認識が、まだ十分ではないことが伺えます。

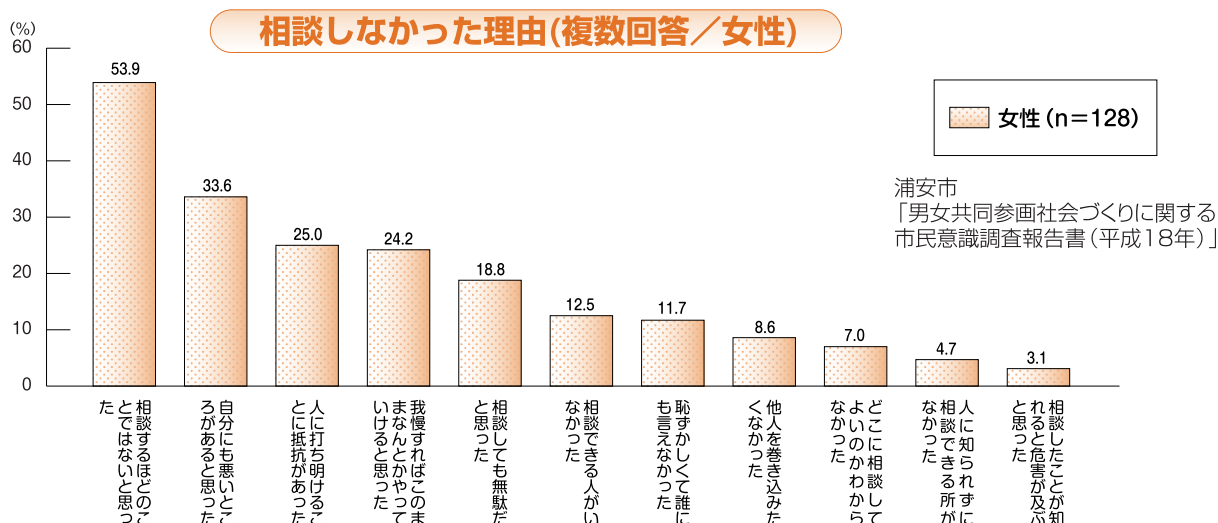
● DV被害者の相談状況—なかなか相談につながらない被害

「暴力を受けたことがある」と回答した人に、暴力を受けたことについて誰かに相談したかどうかを聞いたところ、「相談した」人は約4割で、「相談しなかった」人は過半数に上っています。

さらに、相談しなかった理由を聞いてみると、「相談するほどのことではないと思った」が5割以上、「自分にも悪いところがあると思った」が3割以上、そ

して「人に打ち明けることに抵抗があった」「我慢すればこのままなんとかやっていけると思った」などがこれに続いています。

このように、実際に暴力を受けているにもかかわらず、被害者側に人権を侵害されているという認識が低かったり、自分が我慢してしまったりする傾向が見られました。



● DVの背後にある問題

暴力を受けても相談しない女性が多いのはなぜでしょうか。その理由の一つとして、「妻は夫に従うもの」といった社会通念によって、女性自身が耐えるものと考えてしまうことが挙げられます。また女性は、「妻は夫をたて、家の中を守る」といった役割が求められることで経済的自立ができない場合があり、生活のことを考えて我慢してしまうようです。

さらに、家庭内のトラブルは「家の恥」と考え、秘密にしてしまいがちです。

一方、周囲の人が気づいても、「夫婦間の問題だから」と考え見て見ぬふりをしてしまうことも多いようです。

こうした要因が重なって、DV被害を潜在化させてきたと考えられます。

● DVのない社会づくりのために

DVは、力と支配の関係から起こると言われています。それはつまり、体力・経済力・社会的影響力などで優位に立つ者が、暴力という手段を用いて自分より弱い立場の者を支配しようとする行為なのです。しかし、どんな関係であっても暴力は人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではありません。暴力を受けている本人だけでなくまわりの人、もしかするとDVなのでは」と感じたら、まず

は専門の窓口相談してみましょう。

私たち一人ひとりがDVは犯罪であると認識することが、DVのない社会づくりの第一歩です。DVは一人で解決するのが難しい問題であり、DVを個人的な問題としてではなく社会の問題と捉え、その根絶に向けて社会全体で取り組んでいくことが必要です。

相談窓口

いろいろな機関で相談を行なっています。お気軽にご相談下さい。

- ◆浦安市女性プラザ「女性のための相談」・・・☎047-351-1111
- ◆浦安市子ども家庭支援センター「母子・婦人相談」・・・☎047-351-7698
- ◆配偶者暴力相談支援センター
 - 千葉県女性サポートセンター・・・☎043-302-1015 ☎043-245-1719
 - ちば県民共生センター「女性のための総合相談」・・・☎04-7140-8605(柏市)
 - 千葉県市川健康福祉センター(市川保健所)・・・☎047-377-1199
- ◆浦安警察署生活安全課・・・☎047-350-0110 *緊急の場合110番

女性プラザ「女性のための相談」より

私らしく生きていくために

「女性のための相談」は、女性が抱えているさまざまな問題を、誰にも話せず悩んでいる方々に利用していただいています。「友人や家族に話してもわかってもらえない」「誰かに聞いてもらいたいけど、打ち明ける勇気がない」「こんなこと相談してもいいのかしら」などと悩んでいる時は、気軽に相談室で話してみませんか？相談は予約制で、私たち女性相談員が、あなたの気持ちをそのまま受け止められるよう、ゆっくりとお話を伺います。もちろん、あなたの秘密は厳守され、プライバシーは守られます。

これまで、自分自身のこと、夫との関係、家族との関係、DV、セクハラなどについての相談を受けています。DVでは、女性は、夫からの暴力や暴言で傷ついたり、夫にお願いしないとお金がもらえないといった経済的な問題を抱えたりしており、また、子どもたちへの影響も深刻です。

女性たちは、相談をすることで、今までに気づかなかった自分の気持ちを発見したり、新たな解決方法を見出したり、一歩前に進む勇気が出たり、心の重荷がちょっと軽くなったり、自分の中の力に気づいたりします。本来問題を解決する力は、その人自身が持っているものなのです。私たち相談員は傾聴しながら、それに気づくようなお手伝いや情報提供

をしています。

相談を受けていて、「妻は夫に従うもの」という社会通念に縛られて長い間苦しんでいる女性が、まだまだ多いと感じます。忍耐強く頑張ってきた方たちの力は尊敬に値するものだと思いますが、できれば、問題が長期化し複雑化しないためにも、初期段階で相談に来られることをお勧めします。心の傷つきも浅いほうが早く癒されるでしょう。

女性も男性も尊重されたよい関係を築くとともに、子どもたちも安心して健康に育ってほしいと思います。



Key Word

デートDV

DVは、夫婦やパートナー間でふるわれる身体や心への暴力ですが、これは大人だけの問題ではありません。高校生や大学生など若者の間でも、親密な関係になってくると、一方が暴力的な態度や行動をとるようになり、恋愛関係が支配関係にすり替わってくることがあります。これを「デートDV」と呼んでいます。

デートDVを防ぐためには、DVを知らない、

あるいはDVに気づいていない子どもたちに、DVは犯罪・人権侵害であり、相手を深く傷つける行為であることを伝えなければなりません。また、互いの性を尊重しあい相手も自分も大切にできる対等な人間関係を、若いうちから学ぶことが大切です。そのためには、こういったDV予防教育を、中学・高校・大学で実施していくことが必要です。

Book Guide

——ブックガイド——



「人口減少」で読み解く時代 ～輝く社会と人生のデザイン～

土堤内昭雄 著 ぎょうせい

合計特殊出生率の低下に歯止めがかからず、少子高齢化が進む日本。そして、予想以上に早く、日本は人口減少時代に入りました。少子高齢化の問題はとかくマイナスイメージでとらえられがちですが、筆者によれば、「人口減少は社会が成熟する過程で必然的に起こりうる現象であり、また高齢化は長寿化の証」とのこと。活力ある社会を持続し、人口減少時代も豊かに生きるための新しいデザインを、「まち」「社会」「人生」の3つの視点から提案しています。



「男の生き方」再考

—メンズリブからの提唱

中村彰 著 世界思想社

気がつけば仕事人間になっていた筆者。会社という組織の中で上司との感性のズレからいつしかうつになっていく。仕事以外の自分を大切に生きようと決心、自身の「生き方」再考を始める。「男らしく生きる」という言葉の呪縛が、男性自身を生きづらくしているという。メンズリブという活動を始めたきっかけを紹介しながら、男性の生き方を問い直す。まだ認知されることの少ない男性の更年期障害などにも言及。仕事、地域、家庭、趣味に生きる「欲張り人生」を提唱しています。

Plaza Information

——プラザインフォメーション——

「インフォメーションカフェ」 開講のお知らせ

あなたに役立つ情報を提供する、**女性プラザ・インフォメーションカフェ**。今年度も、10月下旬から開講します。今回のテーマは、「女子学生のためのキャリアセミナー」「女性に役立つ自分プレゼンテーション」「知って得する！パートに関わる労働法・社会保険・税金」「熟年世代の生活術」(予定)です。各回の詳しい日程・内容・募集については、広報にてお知らせします。

Event & Service

——イベント&サービス——

8月1日に「ちば県民共生センター」が 開設されました

千葉県では、県女性センターに代わり、「**ちば県民共生センター**」が千葉市と柏市の2ヶ所に開設されました。男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざし、センターでは、相談事業や各種講座、市町村の取組を促進するための支援などを行います。

◆ちば県民共生センター(千葉市)

千葉県青少年女性会館内 ☎043-252-8036

◆ちば県民共生センター東葛飾センター(柏市)

さわやかちば県民プラザ内 ☎04-7140-8602

相談事業

女性及び男性の総合相談の窓口として、電話相談や面接、カウンセリング等を実施します。(電話相談以外はすべて予約制)詳細は下記へお問い合わせ下さい。

【女性のための総合相談】 ☎04-7140-8605

【男性のための総合相談】 ☎043-285-0231



浦安市女性プラザ



●困っていること、悩みごとがあったら・・・

「女性のための相談」(予約制)

第1～4月・火・木曜日(10:00～16:00)

(但し、うち3回は14:30～20:00)

「女性のための法律相談」(予約制)月2回

*詳細・予約は女性プラザまでお問い合わせ下さい。

●図書の出借をしています。

*1人1回3冊まで、2週間貸出しています。

★ホームページを開設しています。

浦安市のホームページ(<http://www.city.urayasu.chiba.jp>)

「市政情報 男女共同参画」でご覧下さい。

開所：月～金 8:30～17:00(土日祝休み)

住所：浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2F

電話：047-351-1111(内線1050)

FAX：047-353-1145

Mail：urayasu-womensp@jcom.home.ne.jp

編集・発行：浦安市女性プラザ